

災害事例
と
その対策
No.3

プラットホームからフォークリフトとともに 転落、下敷きになる

1. 事業の種類 貨物運送事業

2. 労働者数 5名

3. 被災者 フォークリフト運転者 男性41歳 経験20年

4. 傷病名 全身打撲（死亡）

5. 災害発生状況

(1) 被災者は、リーチフォークリフトで貨物の仕分け作業を行っていた。その後当該作業が一段落したので、構内作業員から倉庫兼作業場のパレットの整理を依頼され着手、既に通路に並べてあったパレットを押してパレット置場を確保した。

(2) 構内作業員はその後依頼したパレットの移動が進んでいないため不審に思い、プラットホーム付近へ近づいたところ、地面に仰向けに倒れ、胸、腹部がフォークリフトのヘッドガードの下敷きとなっている被災者を発見した。

(3) 発生時の現認者はいないが、パレットの移動のために方向転換をしようと被災者がプラットホーム上に出た際に、フォークリフトともども転落したものと推定される。

(参考) リーチフォークリフトは、平成8年製、最大荷重:1.5t、鉄製のアーチ型ヘッド、自重:2,330kgで、特定自主検査は平成12年6月実施済、直前に所長代行が同フォークリフトに乗車した際にも異常は認められなかった。フォークリフトの操作部には4本のレバーがあり、左から順に、①フォーク部分の上下操作レバー ②チルト操作レバー ③リーチ部の前後操作レバー ④前後レバー、となっており、前後進レバーは前に倒せば前進し、手前に倒せば後進する。立位で乗車することからフットブレーキは踏み込めば解除状態となり、足を外し踏み込みをとめると制動状態となる。前進から後進への切り替え時ないしその逆の後進への切り替え時はフットブレーキペダルを使用することが原則となるが、同ブレーキを使用せず、前後進レバーの切替えだけでも制動（ブラキング制動）は可能。（メーカーに確認したところ、その場合1.5m～2.5m程度の空走距離が発生する。）

6. 被災者の運転資格、技能の程度

被災者はフォークリフト運転技能講習を修了しており、また当事業場への入社時において、工場長が被災者に実際にフォークリフトを運転させてその様子を確認し、運転業務の熟練者であることを確認、ただ慣れからスピードを出し過ぎ、またフットブレーキを使用せずにブラキング操作のみで前後進を切替える傾向がみられたため、工場長より前後進切替え時は必ずフットブレーキを使用するよう指導されていた。

7. 災害発生原因

(1) 被災者がフォークリフトの後進時に、倉庫内からプラットホーム部分まで出てしまったこと。

(2) 倉庫兼作業場の出入口とプラットホーム及び階段等の位置の目測を誤り後進し、左側車輪を階段側に脱輪させたこと。

(3) 後進から前進への切替えの際にフットブレーキを使用せずにブラキング制動のみ行い、被災

者の予測した以上に空走し、プラットホームから転落したこと。(フットブレーキを使用しなかったと仮定した場合の推定原因)

8. 再発防止対策

- (1) フォークリフト後進状態でのプラットホーム上への進入を禁じ、運転者に対する安全教育により徹底させる。
- (2) フォークリフトの車輪がプラットホーム端部にかかったことを運転者に認知させるため、プラットホーム端部に、荷役作業の妨げとならない程度の高さを有する「つま先板形状の鉄板」を設置する。
- (3) 倉庫兼建屋の入り口西側前の部分で、脱輪のおそれのある階段のままとなっている箇所を無くすため、プラットホームを現状位置から北方向に延長する。
- (4) 運転者に対する安全教育による本来のフットブレーキを使用した制動方法を徹底させ、ブレーキングのみの制動は行わせない。

(関係法令)

＝労働安全衛生法＝

- ・ 第20条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

＝労働安全衛生規則＝

- ・ 第151条の3（作業計画）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、当該作業に係る場所の広さ、地形、荷の種類等に適応する作業計画（整理・整頓を含む）を定め、その作業計画により作業を行わなければならない。また、定められた作業計画を関係作業者に周知させなければならない。

* 作業計画の中には、フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械の運行経路や、運転操作の手順とその急所等を決め作業者に指導・徹底することも含まれている。

